

事 務 連 絡  
平成 2 6 年 6 月 1 3 日

関係各位

三重県雇用経済部観光・国際局国際戦略課長

外国人旅行者向け消費税免税制度に関する説明会の開催について

平素より観光振興等による地域活性化の推進等に関し、ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「平成 26 年度税制改正の大綱」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、免税対象品目の拡大により平成 26 年 10 月から全品目が免税対象品目となることが位置づけられました。今後、食料品や消耗品、お土産、各地の特産品なども免税対象となることから、民間事業者、関係機関等を対象に消費税免税制度の概要やその改正内容等についての説明会を開催いたします。

つきましては、下記の日程で開催いたしますので、多忙のことと存じますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

#### 記

1. 開催日時 平成 2 6 年 6 月 2 7 日（金） 1 0 : 1 5 ~ 1 1 : 4 5
2. 開催場所 三重県勤労者福祉会館 6F 講堂【別紙 1 会場案内図をご参照下さい】  
お車でお越しの際は県庁駐車場もご利用いただけます。
3. 参加対象 民間事業者、観光関係団体、商工会・商工会議所など
4. 定 員 1 5 0 名程度（申込み先着順）
5. 説明内容 現在の外国人旅行者等消費税免税制度の概要  
外国人旅行者等消費税免税制度改正の概要  
新免税制度を活用した商店街振興策
6. 鳥羽会場のご案内  
鳥羽市内の会場でも同様の説明会を開催します。
  - (1) 主 催 伊勢鳥羽志摩インバウンド協議会  
(事務局：鳥羽商工会議所 TEL 0 5 9 9 - 2 5 - 2 7 5 1)
  - (2) 開催日時 平成 2 6 年 6 月 2 7 日（金） 1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
  - (3) 開催場所 鳥羽商工会議所 3 階 カモメホール（三重県鳥羽市大明東町 1-7）
  - (4) 定 員 1 0 0 名程度
  - (5) 説明内容 現在の外国人旅行者等消費税免税制度の概要  
外国人旅行者等消費税免税制度改正の概要  
新免税制度を活用した商店街振興策

※会場準備等がございますので、6月25日（水）までに、ご出席者について、別紙 2 参加申込書により FAX（0 5 9 - 2 2 4 - 2 4 8 2）又は電子メール（[kokusen@pref.mie.jp](mailto:kokusen@pref.mie.jp)）により申し込み頂きますようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

三重県雇用経済部観光・国際局国際戦略課 生川、鈴木  
TEL : 059-224-2847 FAX : 059-224-2482

